別紙様式第8号(2)　(第205条第5項第2号)

連　結　業　務　報　告　書

第　　年度(　年　月　日から
　年　月　日まで)

信用漁業協同組合連合会又は
信用水産加工業協同組合連合会名
所在地

目　　次

第1　事業概況書
　1　事業の概要
　2　子会社等の状況
第2　連結財務諸表
　1　連結財務諸表の作成方針
　2　連結貸借対照表
　3　連結損益計算書
　4　連結注記表
　5　連結キャッシュ・フロー計算書
　6　連結剰余金計算書
　7　連結自己資本比率の状況

(記載上の注意)

1　連合会の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、連結業務報告書に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。

2　該当する事項がない様式がある場合は、当該様式を削除の上、「該当する事項なし」と記載すること。

3　連結業務報告書の各様式に記載する金額単位について、千円又は百万円にする場合は、端数は切り捨て、又は四捨五入する。

第1　事業概況書

第　　年度(　年　月　日から
　年　月　日まで)　事業概況書

1　事業の概要

(記載上の注意)

連合会及びその子会社等(水産業協同組合法(以下「法」という。)第92条第1項及び第100条第1項において準用する法第58条の2第2項に規定する子会社等をいう。以下同じ。)について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他営業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2　子会社等の状況

区　　分	前　期　末	当　期　末	増　減(△)
子　　会　　社			
子　法　人　等			
関　連　法　人　等			
合　　計			

(記載上の注意)

1　子会社は法第92条第1項及び第100条第1項において準用する法第11条の8第2項に規定する子会社を、子法人等は第206条第1号に規定する子法人等のうち子会社を除いたものを、関連法人等は第206条第2号に規定する関連法人等をいう。

2　子会社等に該当するものは、全て記載すること。

第2　連結財務諸表

1　連結財務諸表の作成方針

連合会及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

(1)　連結の範囲に関する事項

(2)　持分法の適用に関する事項

(3)　連結される子会社等の事業年度等に関する事項

(4)　のれんの償却に関する事項

(5)　利益処分項目等の取扱いに関する事項

2　連結貸借対照表

(　　年　　月　　日現在)

(単位：千円)

資　　産		負　債　及　び　純　資　産	
科　　目	金　額	科　　目	金　額
(資産の部)		(負債の部)	
現金・預け金		貯金	
コールローン		譲渡性貯金	
買現先勘定		コールマネー	
債券貸借取引支払保証金		売現先勘定	
買入手形		債券貸借取引受入担保金	
買入金銭債権		売渡手形	
金銭の信託		借用金	
商品有価証券		外国為替	
有価証券		代理業務勘定	
貸出金		その他負債	
外国為替		諸引当金	
その他資産		退職給付に係る負債	
固定資産		その他の引当金	

有形固定資産		繰延税金負債	
無形固定資産		再評価に係る繰延税金負債	
のれん		債務保証	
外部出資		負債の部合計	
退職給付に係る資産		（純資産の部）	
繰延税金資産		会員資本	
再評価に係る繰延税金資産		出資金	
債務保証見返		資本剰余金	
貸倒引当金	△	利益剰余金	
		処分未済持分	△
		子会社の出資する親連合会出資金	△
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
		退職給付に係る調整累計額	
		非支配株主持分	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

2　法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　連結損益計算書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

（単位：千円）

科目	金額
経常収益	××××
資金運用収益	×××
貸出金利息	×××
預け金利息	×××
コールローン利息	×××
買現先利息	×××
債券貸借取引受入利息	×××
買入手形利息	×××

有価証券利息配当金	×××		
その他の受入利息	×××		
役務取引等収益		×××	
その他事業収益		×××	
その他の経常収益		×××	
経常費用			××××
資金調達費用		×××	
貯金利息	×××		
譲渡性貯金利息	×××		
コールマネー利息	×××		
売現先利息	×××		
債券貸借取引支払利息	×××		
売渡手形利息	×××		
借用金利息	×××		
その他の支払利息	×××		
役務取引等費用		×××	
その他事業費用		×××	
事業管理費		×××	
その他経常費用		×××	
貸倒引当金繰入	×××		
その他の事業費用	×××		
経常利益(又は経常損失)			××××
特別利益			××××
固定資産処分益		×××	
負ののれん発生益		×××	
その他の特別利益		×××	
特別損失			××××
固定資産処分損		×××	
減損損失		×××	
その他の特別損失		×××	
税金等調整前当期利益 (又は税金等調整前当期損失)			××××
法人税、住民税及び事業税			××××
法人税等調整額			××××
当期利益 (又は当期損失)			××××
非支配株主に帰属する当期利益 (又は非支配株主に帰属する当期損失)			××××
当期剰余金			××××

（又は当期損失金）	

（記載上の注意）

1　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

2　法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4　連結注記表

（記載上の注意）

以下の項目に付き、注記事項の欄に第5章第3節第5款に規定する事項について記載すること。また、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」については、子会社等が採用した会計方針のうちに連合会と異なるものがある場合には、その際の概要についても記載すること。ただし、その際が軽微であるときは、この限りでない。

項　　目	注　記　事　項
継続組合の前提に関する注記	
重要な会計方針に係る事項に関する注記	
会計方針の変更に関する注記	
表示方法の変更に関する注記	
会計上の見積りに関する注記	
会計上の見積りの変更に関する注記	
誤謬（びゅう）の訂正に関する注記	
連結貸借対照表に関する注記	
連結損益計算書に関する注記	
金融商品に関する注記	
有価証券に関する注記	
退職給付に関する注記	
税効果会計に関する注記	
賃貸等不動産に関する注記	
合併に関する注記	
重要な後発事象に関する注記	
収益認識に関する注記	
その他の注記	

5　連結キャッシュ・フロー計算書

第　　年度（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）連結キャッシュ・フロー計算書

［直接法により表示する場合］

（単位：千円）

科　　目	金　　額
1　事業活動によるキャッシュ・フロー	
貸出金回収による収入	
預け金払出による収入	
貯金払出による支出	
貸出金利息収入	
貯金利息支出	
事業経費支出	
事業分量配当金の支払額	
・・・・・・・・・・	
小　　計	
法人税等の支払額	
事業活動によるキャッシュ・フロー	
2　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
固定資産の取得による支出	
固定資産の売却による収入	
外部出資による支出	
・・・・・・・・・・	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増額による収入	
出資配当金の支払額	
非支配株主への配当金の支払額	
回転出資金の受入による収入	
・・・・・・・・・・	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
4　現金及び現金同等物に係る換算差額	
5　現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
6　現金及び現金同等物の期首残高	
7　現金及び現金同等物の期末残高	

［間接法により表示する場合］

（単位：千円）

科　　目	金　　額
1　事業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期利益(又は税金等調整前当期損失)	

減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増減額(△は減少)	
その他の引当金・積立金の増減額(△は減少)	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益(△は益)	
貸出金の純増減(△は純増)	
預け金の純増減(△は純増)	
貯金の純増減(△は純減)	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
事業分量配当金の支払額	
・・・・・・・・・・	
小　　計	
法人税等の支払額	
事業活動によるキャッシュ・フロー	
2　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
固定資産の取得による支出	
固定資産の売却による収入	
外部出資による支出	
・・・・・・・・・・	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増額による収入	
出資配当金の支払額	
非支配株主への配当金の支払額	
回転出資金の受入による収入	
・・・・・・・・・・	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
4　現金及び現金同等物に係る換算差額	
5　現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
6　現金及び現金同等物の期首残高	
7　現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

1　法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの

様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2　該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要なものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。

3　現金及び現金同等物の範囲について、記載すること。

6　連結剰余金計算書

（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
(資本剰余金の部)		
1　資本剰余金期首残高		××××××
2　資本剰余金増加高		××××××
・　・　・	×××××	
3　資本剰余金減少高		××××××
・　・　・	×××××	
4　資本剰余金期末残高		××××××
(利益剰余金の部)		
1　利益剰余金期首残高		××××××
2　利益剰余金増加高		××××××
当期剰余金	×××××	
・　・　・	×××××	
3　利益剰余金減少額		××××××
配当金	×××××	
・　・　・	×××××	
4　利益剰余金期末残高		××××××

（記載上の注意）

法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等の剰余金の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

7　連結自己資本比率の状況

第　　年度(　　年　　月　　日現在)連結自己資本比率の状況

（単位：千円）

項　　目	当　期　末		前　期　末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額

コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額				
うち、出資金及び資本剰余金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入される評価・換算差額等				
うち、退職給付に係るものの額				
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、回転出資金の額				
うち、上記以外に該当するものの額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額　(イ)				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額				

うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額　(ロ)				
自己資本				
自己資本の額　((イ)－(ロ))　(ハ)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				

うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額　(ニ)				
連結自己資本比率				
連結自己資本比率　((ハ)／(ニ))	%		%	

(記載上の注意)

1　この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第92条第1項及び第100条第1項において準用する法第11条の8第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第2号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

2　遡及適用又は誤謬(びゅう)の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。